

## 土地改良法の一部改正に伴う「土地改良区等検査実施要項」の一部改正について

令和 8 年 5 月  
農 林 水 産 省  
大臣官房検査・監察部

### I 改正概要

- 1 土地改良法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 14 号）の施行により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）の一部が改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、「土地改良区等検査実施要項（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 検査第 4 号大臣官房検査部長通知）」の一部改正を行う。

#### 改正の概要

##### （１）連携管理保全事業の実施（法第 57 条の 11～第 57 条の 15）

土地改良区及び土地改良区連合が市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みが創設されたことから、以下のとおり一部改正を行う。

- ・ 検査重点事項として、土地改良区の合併等の推進及び組織運営基盤の強化が図られているかを検討するに当たり、当該事業計画をあらかじめ把握することを追加
- ・ 当該事業を実施している場合にあっては、当該事業計画の写しを検査提出資料の添付資料として提出するよう規定
- ・ 当該事業計画について、総会の付議事項（重要事項）として遵守されているかを確認するよう規定

##### （２）情報通信環境整備事業の実施（法第 57 条の 9）

土地改良区及び土地改良区連合が都道府県知事の認可を受け、情報通信環境を整備する事業が創設されたことから、以下のとおり一部改正を行う。

- ・ 当該事業を実施している場合にあっては、当該事業計画の写しを検査提出資料の添付資料として提出するよう規定
- ・ 当該事業の計画について、総会の付議事項（重要事項）として遵守されているかを確認するよう規定

##### （３）その他の改正

- ・ 土地改良区及び土地改良区連合の役員等の被選挙資格（無資格要件として禁固以上の刑を拘禁以上の刑とすること）についての改正
- ・ 土地改良区等の総会（総代会）のオンライン開催も可能とすることに伴う改正

(4) 土地改良区定款例附属書の改正に伴う一部改正

- ・土地改良区の総代の選挙に関する手続き（電磁的方法による投票を行う場合）についての改正（土地改良区定款例附属書）（令和7年4月2日施行）

【該当箇所】

- ・土地改良区等検査実施要項
- ・別記様式3 土地改良区検査提出資料
- ・別記様式4 土地改良区連合検査提出資料
- ・別記様式6 土地改良区検査着眼事項
- ・別記様式7 土地改良区連合検査着眼事項
- ・別記様式8 土地改良区事業団体連合会検査着眼事項

2 その他所要の改正

- ・検査提出資料及び添付資料の様式の一部改正（出納の状況、役員名簿の様式変更）
- ・土地改良区及び土地改良区連合の総会において付議すべき事項の記載漏れに伴う一部改正

【該当箇所】

- ・別記様式3 土地改良区検査提出資料
- ・別記様式4 土地改良区連合検査提出資料
- ・別記様式5 土地改良事業団体連合会検査提出資料
- ・別記様式6 土地改良区検査着眼事項
- ・別記様式7 土地改良区連合検査着眼事項

II 施行時期

令和8年5月13日